

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 16 日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23530604

研究課題名(和文) 公正価値測定による銀行会計の構造分析, その導入が銀行経営や産業に与える影響の予測

研究課題名(英文) A structural analysis of bank accounting on the fair value measurement, and a prediction of possible influences of its introduction on bank management and industry.

研究代表者

松本 敏史 (matsumoto, toshifumi)

早稲田大学・商学大学院・教授

研究者番号：90140095

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,700,000円、(間接経費) 1,110,000円

研究成果の概要(和文)：公正価値会計は時価の変動を会計数値に反映させる会計である。このような会計に基づいて銀行規制を行うと、突発的・一時的な経済環境の混乱が会計数値を激変させ、貸出停止等の想定外の規制の発動によって実態経済の混乱に拍車がかかる可能性がある。リーマンショックの際、国際会計基準審議会が時価評価を一部停止せざるを得なかったのもその現れである。

ところで銀行会計は公正価値会計の色彩を強めてきた。銀行の国際的規制基準であるバーゼル規制は透明性の確保の観点からそれを容認しつつ、一方で経営の安定性確保のために新たな規制基準を提示した。本研究ではこの規制を組み込んだ銀行の体力測定のための分析指標(未公表)を開発した。

研究成果の概要(英文)：The fair value accounting reflects a change of market prices on its numerical value. When banking regulation is performed based on such an accounting system, the change of the sudden and a it one time-like confusion of economic environment makes accounting number fluctuate drastically, and it leads the authorities to exercise the initially unexpected regulation such as stop of the loan and may amplify confusion in the real economy. In the case of Lehman shock, The International Accounting Standards Board actually couldn't help stopping current price evaluation of certain assets.

The bank accounting has intensified the color of fair value accounting. The Basel regulation has accepted it from the viewpoint of transparency, however, at the same time it established the new regulation standards from the viewpoint of management stability. In this study I developed the analysis index (notpublished yet) for corporate financial strength tests of the banks which incorporates this regulation.

研究分野：経営学

科研費の分科・細目：会計学

キーワード：公正価値会計 国際金融規制

#### 1. 研究開始当初の背景

(1)国際会計基準審議会と米国財務会計基準審議会が当時改訂作業中の金融商品会計基準は資産と負債を公正価値で測定し、原則としてその変動差額を純利益に算入することを求めている。この種の公正価値会計の導入は、BIS 規制と相まってわが国の銀行業界の経営に多大な影響を与える可能性があった。

#### 2. 研究の目的

(1)本研究では公正価値会計が導入された場合、外部の環境変化(株価水準の変動、公定歩合の変動等)が銀行経営に与える影響をBIS 規制との関係でシミュレートしていく。それによって銀行に公正価値会計を導入することの妥当性を検証すること。

(2)この研究の成果を銀行経営の健全性を測定するための指標の開発に結び付けること。

#### 3. 研究の方法

(1)銀行会計の構造を明らかにするために銀行業務に関する知識を蓄積しつつ、個々の銀行取引の標準的な会計処理方法を確認する。

(2)IASB が公表している公正価値測定関連のIFRS の棚卸しを行い、銀行会計に直結する各種会計基準の内容を精査。特にIAS/IFRS、及び討議資料を中心に金融商品の公正価値測定に関する資料・文献を渉猟して、公正価値会計に関する理論上・会計処理上の構造とその特徴を明らかにする。

(3)BIS 規制の具体的内容を精査し、経済環境の変化が財務諸表項目の公正価値測定を通じて指数にいかなる影響を与えるのか、その因果関係を明確化する。

(4)銀行会計に要求される分配可能利益の計算機能と公正価値会計の関係について解明する。

(5)公正価値会計導入後の財務諸表に基づく銀行経営の健全性の測定指標を開発する。

#### 4. 研究成果

(1)BIS 規制の対象に株主に対する分配額がある。その金額は銀行会計によって測定される利益額に依存するが、公正価値会計の導入は以下の理由により、分配可能利益の計算になじまない。

分配可能利益の計上は資金の流出を伴うため、利益の認識には分配に必要な資金の存在が必要であるとされてきた。その要件が整うのは、一般に、財・サービスの販売によって、あるいは運用資産等の売却によって貨幣性資産を取得する時点である。そのため、販売以前に生じた増価は、資金的裏付けのない利益、すなわち未実現利益として長らく会計の認識対象にされなかった。このような伝統

的な思考に対して、今日、売買目的の有価証券等、一部の市場性のある金融商品の評価益を分配可能利益として認識することが認められるようになっている。しかし評価益の認識は借入資金による分配を惹起することで債権者の利益を侵害する。

有価証券の評価益を全額分配した後に、その有価証券の価格が下落した場合(投資期間中の評価益の分配額が最終的な売却益を超過した場合)、投資自体は成功している(売却価格>取得原価)にもかかわらず、資本の欠損を引き起こす(投資前の資本額>投資完了後の資本額)。これはバーゼル規制の最大のテーマである銀行の資本維持に抵触する結果となる。

全面公正価値会計に移行した場合、銀行の有形固定資産も使用価値に基づいた評価の対象になりうる。取得原価主義の場合、費用計上額は取得原価の未償却額を上限としており、資産の評価益の計上はあり得ないのに対して、使用価値は将来のキャッシュ・フローの見積額に基づくため、多額の減損損失の計上だけでなく、多額の評価益が計上される可能性がある。その場合、これを配当に回せば、述べたように大きく資本を毀損する結果になりかねない。

仮に全面公正価値会計に移行した場合にも銀行の資本維持の観点からは評価益の分配は望ましくない。ところが全面公正価値会計の計算構造は決算時点の資産・負債の公正価値評価に基づくことから、そこに実現利益を識別する機能がない。その場合、実現利益としての分配可能利益を算定する方法として以下の方法が考えられる。(a)原価・実現主義会計を並行して実施し、配当可能利益を計算。(b)資産・負債項目の取得原価と評価額を継続記録し、包括利益累計額から評価益(正確には評価損超過額)を控除して配当可能利益を推定。(c)キャッシュ・フロー計算書から配当可能利益の代替値を計算。このうち、(c)の方法は以下の計算式による。「分配可能額 = 営業CF - 投資回収額(減価償却費 + 減損損失)」

(2)資本市場に対する情報提供機能と公正価値会計の関連性について次の命題を得ることができた。

今日、企業会計の基本機能は次の3つに集約される。(a)企業経営に必要な会計情報の提供、(b)分配可能利益の計算(契約支援機能)、(c)資本市場(投資家)に対する企業内容の開示。この中で今日最も重要とされているのが(3)の情報提供機能である。この資本市場に対する情報提供機能が制度として整備されたのは1930年代の米国においてである。それが戦後の日本にも導入され、証券取引法、企業会計原則、公認会計士制度の制定となった。ところでこれら会計制度が整備された時点において、それを支えていた企業会計は実現主義と原価主義のもとでの収益

と費用の直接的な測定を通じた期間損益計算を第一義的な目的とする、いわゆる収益費用中心観の会計モデルである。そしてこのモデルによって測定された期間損益は当該企業の収益力の基本的な指標として投資家の分析対象とされるとともに、会社法（商法）における配当可能利益や税法上の課税所得計算の基礎として利用されてきた。これに対して 1980 年代に入ると年金会計基準に代表される時価情報を組み入れた会計基準が導入されるようになり、さらにデリバティブが急速に発達した 1990 年代には当該金融商品の会計処理に時価主義が次々に導入された。一方、その時代はヘッジファンド（いわゆるハゲタカファンド）が一気に勢力を拡大した時代でもある。この時代はまさに公正価値会計の手法（固定資産の減損会計、資産除去債務の認識、低価法の強制、有価証券の時価評価、非金融負債の認識等々）が次々に導入された時代でもあり、その会計情報はヘッジファンドのビジネスモデルである「企業の買収 リストラによる株価の引き上げ 企業の売却」に有用な会計情報と親和性が高い。

資本市場に対する情報提供機能というとき、その目的は情報の受け手である投資家（基本的には証券アナリスト）による企業価値の測定に置かれている。その手法には(a)過去の利益の流列（トレンド）を将来に延長し、それを基礎に将来のキャッシュ・フローを予測し、それを現在価値に割り引いて企業価値を測定するフロー方式と、(b)資産負債を公正価値で測定し、これに当該企業の超過収益力を表す無形固定資産（ブランド、のれん）等を資産計上することで「資産の公正価値額 + 超過収益力の資本還元額 - 負債の公正価値額 = 純資産額 = 株主にとっての企業価値」の等式を成立させるストック方式の 2 つがある。上記の公表会計制度が確立した当時、株価の妥当性を判断する手法は (a) のフロー方式であったが、1990 年代後半から、米国財務会計審議会と国際会計基準審議会が目指していたのは (b) のストック方式であると推定される。このように推定（仮定）するとき、両審議会のこの間の動きを無理なく理解することができる。

フロー方式が収益費用中心観の会計モデルを前提とするのに対して、ストック方式は資産・負債の公正価値評価を必要とする点で資産負債中心観の会計モデルが前提となる。この際、上述の両審議会がなぜフロー方式からストック方式への切り替えを図ったのか、その真意はわからないが、その目論見は目下のところ成功していない。その理由は企業の超過収益力を資産計上する手法が存在しないからである。もともとストック方式が成立するためには当該企業の超過収益力を表す追加キャッシュ・フローを測定する必要がある。たとえばその企業の超過収益力が優秀な経営者に起因するものであれば、当該経営者が存在することによって追加される期待キ

ャッシュ・フローを測定する必要がある。しかし現状においてそれを可能にする手法はない。一方のフロー方式の場合、その超過収益力は当期純利益の金額に反映されている。いずれにしても両審議会の実現不可能な会計モデルの確立を目指し、比較的簡単な領域から公正価値会計（時価会計）を導入していったものの、技術的な限界と、サブプライム問題、リーマンショックを契機とする時価会計批判によってこのプロジェクトは座礁に乗り上げている状況にある。その結果残ったのが、収益費用中心観に公正価値会計の手法をアタッチメントとして附加した「混合会計（ハイブリッド会計）」であるといえよう。

(3) パーゼル規制の分析により、以下の知見を得た。

企業の外部から財・サービスを購入し、それを製品に加工して販売する製造業の場合、設備や装置等の有形固定資産は第一義的に転売を予定するものではない。そのため当該有形固定資産から得られるサービスを表現するため、当該取得原価をその使用年数（耐用年数）にわたり費用（減価償却費）として配分する取得原価主義の会計が意味をもつ。これに対して銀行の主要な資産は貸付金とデリバティブ商品を含む種々の金融商品によって構成されており、一方の負債も、各種の預金や借入金、デリバティブ商品によって構成されている。このような財務構造をもつ銀行にとってこれらの項目の時価の変動は経営状態に対して決定的な影響を与える。このような銀行の基本構造を鑑みると、資産・負債を過去の取引価額に基づいて評価する取得原価主義会計よりも、それらを時価に基づいて測定する公正価値会計の方がその有用性において高い評価を受けることは不思議ではない。この点は銀行経営の「透明性」の確保の点からつとに主張されてきたが、リーマンショックに代表される金融危機を立て続けに経験した今日、公正価値会計の優位性を否定することはできないといえる。

上記のように市場の動向により経営状況が一変する銀行経営を前提に、金融システムの安定性を目指して行われているのが BIS の国際金融規制であり、バーゼル ~ バーゼルの規定がそれである。このうち 1988 年に合意され 1992 年に実施されたバーゼル と、それを修正したバーゼル は「自己資本の金額 ÷ リスク資産 8 %」の基本式によって銀行の経営の安全性を確保しようとするものである。しかし問題はこの計算式の構成要素である資産・負債の評価基準にある。金融商品等について時価評価が導入された今日、この計算式の分子である自己資本は一旦金融危機が発生すれば多額の有価証券評価損の発生によってその金額が大きく毀損される。その一方で、経済環境の悪化による不安定要素の増加の結果、分母のリスク資産が増幅する。その結果、自己資本比率規制をクリアで

きない銀行を生み出すことになるが、それは貸付の禁止等、銀行業務の停止を意味しており、すでに悪化している経済環境をさらに悪化させることになる。いわゆるプロシクリカリティ (procyclicality) 「景気循環増幅効果」である。このような負の効果を抑制するには大きく分けて次の2つの方法がある。1つは計算式の基礎にある会計を市場価格の変動から切り離す(取得原価会計に戻す)ことで、市価の変動を無視する方法であり、いま1つは公正価値会計を前提としつつ、そこで予想される最大変動幅に備えるためのクッションの厚みを増す方法である。現在導入が予想されているバーゼル は後者の立場であり、ここで提案されている「資本保全バッファ」「カウンターシクリカル資本バッファ」「レバレッジ比率」「流動性リスクの計測」等の導入はその表れである。

銀行を対象とする場合、資産・負債の公正価値は経営にとって不可欠の情報であり、外部者に対する透明性を維持するためにも公正価値会計の実施には合理性がある。問題は、この公正価値会計を前提とした銀行規制がもつ景気循環増幅効果にある。それを抑制する手段がファイナンス理論を取り入れた自己資本の増強策だが、ここに他業界における公正価値会計の取り扱いに関するヒントがあるように思われる。

(4)銀行の経営状態を容易に判断できる指標の開発。

銀行業務は一般事業会社(商品売買業や製造業等)と著しく異なるため、後者に適用される経営分析指標を銀行に当てはめることはできない。また銀行の収益構造は複雑であり、なによりも多くのリスク要因を内包するため、これらを指標に組み込む際には特段の工夫が必要になる。

銀行の経営分析指標として「預貸率」「業務粗利益率」「業務純益」「不良債権」「自己資本比率(BIS基準)」に注目した。この中で自己資本比率以外は財務諸表から抽出できるものの、これらの会計数値から銀行が抱えるリスクや財務構造を十分評価することはできない。これに対して銀行の経営状態につき、財務諸表の数値を超えたトータルな指標がBISの自己資本比率であることから、これを中心に置いた分析指標を考案した。

研究代表者(松本)は一般事業会社の経営状態を総合的かつ容易に分析するための「企業力指数」を開発している。その計算式は「企業力指数=(収益力指数+支払能力指数+活力指数+持久力指数+成長力指数)÷5」である。この5要素につき、一般事業会社の勘定科目を銀行のそれに置き換える必要があるが、この際、持久力指数として「当該銀行の自己資本比率÷8%」を用いることとした。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に

は下線)

[雑誌論文](計10件)

徳賀 芳弘「規範的会計研究の方法と貢献」『会計』第183巻第2号,2013,147-163頁。

Yoshihiro TOKUGA, Yoko OTA, Influence of the Expansion of Fair Valuation on the Contracting Role, Discussion Paper, Institute for Monetary and Economic Studies, Bank of Japan,2013,pp.1-30. 査読あり

徳賀 芳弘「国際会計基準と日本基準のパラダイム」『別冊企業会計 企業会計制度の再構築』,2013,20-27頁。

松本 敏史「会計の基本機能と公正価値会計 - 分配可能利益の計算機能について - 」『歴史から見る公正価値会計 - 会計の根源的な役割を問う』日本会計研究学会課題研究委員会(委員長:渡邊泉)最終報告,2012,1-22頁。

徳賀 芳弘「会計基準における混合会計モデルの検討」『金融研究』第31巻第3号,2012,141-203頁。

松本 敏史「カスタマー・ロイヤルティ・プログラムと収益認識」『国際会計研究学会年報』2011年度,第1号(通号29号),2012,19-31頁。査読あり

徳賀 芳弘「日本の会計規範を巡る現在の検討課題とその解決策」『会計』第181巻第1号,2011年,32-45頁。

徳賀 芳弘「財務報告の変革と財務諸表情報」『企業会計』第63巻第12号,2011年,34-40頁。

草野 真樹「証券化取引の動機と帰結」『会計』第180巻第6号,2011,84-96頁。

小川 淳平「金融負債の公正価値評価の影響 Citigroup の事例」『Nagoya City University Discussion Papers in Economics』第540巻,2011年,1-33頁。

[学会発表](計4件)

徳賀 芳弘「国際会計基準の資本市場への影響」日本財務管理学会(招待講演)(於:日本大学),2013。

Yoshihiro Tokuga, Economic Consequence of Fair Value Accounting: A Review of Recent Literature, Accounting and Management Information System International Conference AMI2013 (The Bucharest University of Economic Studies),2013.

松本 敏史, 課題研究委員会「歴史から見る公正価値会計 - 会計の根源的な役割を問う(委員長:渡邊泉)」最終報告『日本会計研究学会』第71回全国大会(於:一橋大学),2012。

松本 敏史, 統一論題報告「カスタマー・ロイヤルティ・プログラムと収益認識」『国際会計研究学会』第28回全国大会(於:東

京理科大学), 2011。

〔図書〕(計2件)

Toshifumi MATSUMOTO, Fundamental Functions of Accounting and Fair Value Measurement -From the Perspective of Distributable Income Measurement Function-, Fair Value Accounting in Historical Perspective, Chapter1, edited by Izumi WATANABE, 2014, pp.9-36.

松本 敏史, 「会計の基本機能と公正価値会計 - 分配可能利益の計算機能の観点から - 」(渡邊泉編著『歴史から見る公正価値会計 - 会計の根源的な役割を問う - 』森山書店, 2014, 3-26頁)

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称:  
発明者:  
権利者:  
種類:  
番号:  
出願年月日:  
国内外の別:

取得状況(計 件)

名称:  
発明者:  
権利者:  
種類:  
番号:  
取得年月日:  
国内外の別:

〔その他〕

ホームページ等

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

松本 敏史 (MATSUMOTO Toshifumi)  
早稲田大学・会計研究科・教授  
研究者番号: 90140095

### (2) 研究分担者

徳賀 芳弘 (TOKUGA Yoshihiro)  
京都大学・経営学研究科・教授  
研究者番号: 70163970

### (3) 連携研究者

多賀 寿史 (TAGA Hisashi)  
琉球大学・法文学部・准教授  
研究者番号: 80336362

草野 真樹 (KUSANO Masaki)  
京都大学・経済学研究科・准教授

研究者番号: 50351440

小川淳平 (OKAWA Junpei)

名古屋市立大学・経済学研究科・准教授  
研究者番号: 00453077